

# 処 分 基 準

平成15年 8月 1日作成

法 令 名 :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 :	第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法 第 75 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要 :	自動車の使用制限命令
原 権 者 ( 委 任 先 ) :	静岡県公安委員会
法 令 の 定 め :	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 4 条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第 26 条の 7 ( 自動車の使用の制限の基準 )
処 分 基 準 :	使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先 :	静岡県警察本部運転者教育課
備 考 :	

別添

処分量定の基準

前 歴	車種	累積点数			
		2点又は 3点	4点又は 5点	6点から 8点 (過労運転は6点)	9点以上 (過労運転は12点)
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一 回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二 回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三 回 以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

注：1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。

：2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

：3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。